

【資料1】

○白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例

平成29年12月19日

条例第25号

改正 平成30年6月18日条例第18号

令和元年12月19日条例第18号

白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 村は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関として、それぞれ同表名称の欄に掲げる附属機関を置く。

(担当事務)

第3条 附属機関の担任する事務は、それぞれ別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

(委員)

第4条 附属機関は、それぞれ別表委員数の欄に掲げる人数の委員で組織する。

2 委員は、それぞれの附属機関が担任する事務に応じて執行機関が適当と認める者のうちから、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、それぞれ別表任期の欄に掲げる期間とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第5条 附属機関は、担当事務に関し必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(秘密を守る義務)

【資料1】

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、執行機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 白馬村計画審議会条例（昭和46年白馬村条例第15号）

(2) 白馬村表彰審議委員会条例（昭和56年白馬村条例第7号）

(3) 白馬村国土地籍調査事業推進委員会条例（昭和62年白馬村条例第16号）

附 則（平成30年6月18日条例第18号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部改正)

2 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例（昭和34年白馬村条例第3号）の一部を次のように改める。

(次のよう略)

附 則（令和元年12月19日条例第18号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条—第4条関係）

執行機関	名称	担当事務	委員数	構成	任期
村長	白馬村計画審議会	総合計画に関する事項について、	30人以上	(1) 村議会議員 (2) 村教育委員会委員	2年

【資料1】

	村長の諮問に応じ、調査、審議及び評価すること。		(3) 村農業委員会委員 (4) 村の区域内の公共的団体の役員及び職員 (5) 学識経験を有する者 (6) 公募による村民	
白馬村表彰審議委員会	白馬村表彰条例（昭和40年白馬村条例第12号）第4条第1項の規定による被表彰者の選考に関する事項について、村長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以上以内	(1) 村議会議員 (2) 特別職で常勤の者及び一般職員 (3) 学識経験を有する者	2年
白馬村国土地籍調査事業推進委員会	地籍調査事業の実施に関する事項について、村長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	35人以上以内	(1) 村議会議員の正副議長及び所管委員長 (2) 村農業委員会の会長及び会長職務代理 (3) 事業実施地区区長 (4) 学識経験を有する者	1年
白馬村観光振興のための財源確保検討委	観光振興のための財源の確保に関する事項につ	8人以上以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 関係団体を代表す	2年

【資料1】

員会	いて、村長の諮問 に応じ、調査し、 及び審議するこ と。		る者 (3) その他村長が適当 と認める者	
白馬村子ども・子育て会議	子ども・子育て支 援法（平成24年法 律第65号）第77 条第1項の規定に 掲げる事務を処 理すること。	15人以 内	(1) 学識経験を有する 者 (2) 児童福祉関係者 (3) 教育関係者 (4) 子どもの保護者 (5) 公募による村民 (6) その他村長が適当 と認める者	2年
白馬村図書館 等複合施設に 関する有識者 会議	新しい図書館及 び複合施設とし て備える機能に ついて、村長の諮 問に応じ、調査 し、及び審議する こと。	10人以 内	(1) 学識経験を有する 者 (2) 図書館施設検討委 員会を代表する者 (3) その他村長が適当 と認める者	1年
白馬村地域公 共交通会議	道路運送法（昭和 26年法律第183 号）及び地域公共 交通の活性化及 び再生に関する 法律（平成19年法 律第59号）に規定 する地域の实情	15人以 内	(1) 副村長 (2) 長野県企画振興部 交通政策課長 (3) 北アルプス地域振 興局長 (4) 大町建設事務所長 (5) 大町警察署白馬村 交番所長	2年

【資料1】

		<p>に応じた適切な旅客輸送の確保、その他必要な事項について調査し、及び審議すること。</p>		<p>(6) 一般乗合旅客自動車輸送事業者その他の一般旅客自動車輸送事業者及びその組織する団体</p> <p>(7) 公募による村民</p> <p>(8) 北陸信越運輸局交通政策部交通企画課長</p> <p>(9) 北陸信越運輸局長野運輸支局長又はその指名する者</p> <p>(10) 一般旅客自動車輸送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表</p> <p>(11) 一般社団法人白馬村観光局事務局長</p> <p>(12) 村職員</p>	
白馬村地域公共交通検討委員会	<p>住民輸送サービス等の運行計画策定に関する検討をし、その結果を交通会議に報告すること。</p>	20人以上	<p>(1) 副村長</p> <p>(2) 学識経験を有する者</p> <p>(3) 地域住民の代表者</p> <p>(4) 民生児童委員</p> <p>(5) 各種団体関係者</p> <p>(6) 医療機関</p> <p>(7) 地元交通事業者</p>	<p>検討結果を交通会議に報告した日まで</p>	

【資料1】

				(8) 行政機関 (9) 村職員 (10) その他交通会議会 長が必要と認める者	
教育 委員 会	白馬村スポー ツ推進審議会	教育委員会の求 めに応じ、スポー ツ推進計画その 他のスポーツ推 進に関する事項 を調査審議する こと。	15人以 内	(1) 学識経験を有する 者 (2) スポーツ関係団体 関係者 (3) 公募により選定す る者 (4) その他教育委員会 が必要と認める者	5年
	白馬村就学支 援委員会	教育委員会の求 めに応じ、児童生 徒等の就学相談 や教育支援に係 る事項を調査、審 議及び助言する こと。	18人以 内	(1) 知識経験を有する 者 (2) 医師、保健師 (3) 小中学校・特別支援 学校の教職員 (4) 保育園・幼稚園の職 員 (5) その他教育委員会 が必要と認める者	2年